

鳥取短期大学と鳥取県教育委員会及び鳥取県体育協会との

スポーツ振興に関する協定書

鳥取短期大学（以下「甲」という。）、鳥取県教育委員会（以下「乙」という。）及び財団法人鳥取県体育協会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙及び丙と連携協力を行い、甲における競技力の向上に努めることにより、鳥取県の競技スポーツの振興に寄与することを目的とする。

（競技力向上の方法及び支援等）

第2条 乙及び丙は、甲と協議のうえ、協力及び支援の対象とする甲における体育系の部活動を「強化指定部」として指定するものとする。

2 甲は、強化指定部の競技力向上に向け、その環境整備に努めるものとする。

3 乙及び丙は、甲の取り組みに対して協力及び支援をするものとし、その内容は、別に定めるものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間の末日2か月前までに、甲、乙、丙いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、甲、乙、丙が協議して決定する。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年12月17日

甲 鳥取短期大学

学 長

山田 修平



乙 鳥取県教育委員会

教育長

横濱 純一



丙 財団法人鳥取県体育協会

会 長

田 渕 康 允

